４　この省令において「使用者」とは、自動車検査証の使用者の氏名又は名称及び住所の欄に記載されている者（その者が第五条各号に掲げる事項について報告を行うことができない場合にあつては、次条の調査の期間中に当該自動車を使用する者）をいう。

５　この省令において「一般乗合旅客自動車運送事業等」とは、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業をいう。

（調査の対象）

第四条　調査は、貨物自動車若しくは旅客自動車又は一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者のうちから国土交通大臣が調査の期間を定めて選定するものについて行う。

（調査事項）

第五条　調査は、次に掲げる事項について行う。

一　貨物自動車の種類、主な用途（事業用自動車のものに限る。）、最大積載量、事業の種類（事業用自動車以外の自動車が事業の用に供する場合に限る。）、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送貨物の重量及び品目並びに運行の用に供しない日数

二　旅客自動車の種類（乗車定員十一人未満のものに限る。）、乗車定員、輸送回数、輸送区間、走行距離、輸送人員及び運行の用に供しない日数

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

三　一般乗合旅客自動車運送事業等を行う事業所における車両数、運行回数、走行距離及び輸送人員

四　前各号に掲げる事項に関連する事項

（自動車輸送統計調査票）

第六条　国土交通大臣は、第四条の規定により選定した自動車の使用者又は一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者に告示で定める様式による自動車輸送統計調査票（以下「調査票」という。）を配布しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する調査については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

４　この省令において「使用者」とは、自動車検査証の使用者の氏名または名称及び住所の欄に記載されている者（その者が第五条各号に掲げる事項について報告を行うことができない場合にあつては、次条の調査の期間中に当該自動車を使用する者）をいう。

（新設）

（調査の対象）

第四条　調査は、貨物自動車又は旅客自動車のうちから国土交通大臣が調査の期間を定めて選定するものについて行う。

（調査事項）

第五条　調査は、次の各号に掲げる事項について行う。

一　自動車の種類

二　主な用途（旅客自動車のうち乗車定員十一人以上のもの及び貨物自動車のうち事業用自動車に係る調査に限る。）

三　最大積載量（貨物自動車に係る調査に限る。）

四　乗車定員（旅客自動車に係る調査に限る。）

五　輸送回数

六　輸送区間

七　走行距離

八　輸送貨物の重量（貨物自動車に係る調査に限る。）

九　輸送貨物の品目（貨物自動車に係る調査に限る。）

十　輸送人員（旅客自動車に係る調査に限る。）

十一　運行の用に供しないときは、その日数

十二　調査に係る自動車が事業の用に供されるものであるときは、当該自動車の所属する事業所の事業の種類（事業用自動車以外の自動車に係る調査に限る。）

（新設）

十三　前各号に掲げる事項に関連する事項

（自動車輸送統計調査票）

第六条　国土交通大臣は、第四条の規定により選定した自動車の使用者に告示で定める様式による自動車輸送統計調査票（以下「調査票」という。）を配布しなければならない。